

洋光台第一中学校区 小・中いじめ防止基本方針

令和4年3月31日改定

私たちは、4つの重点取組を掲げ、

「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校を目指します。

洋光台第一中学校区 重点取組

- いじめが起きない環境づくりに努めます。
- いじめの早期発見・解決に努めます。
- 児童・生徒が安全に安心して学校生活を送れるように、
いじめとしっかり向き合います。
- いじめの未然防止・早期発見・解決に向けて、
組織的に対応します。

横浜市立洋光台第一中学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人的関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【いじめ防止対策推進法第二条：平成25年6月28日に、平成25年法律第71号として公布】

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

学校は、生徒自身が他者との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、自らの人間性を高められる場である。

また、生徒一人ひとりが互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場となる必要がある。そのような生活環境を実現していくにあたり、その妨げとなる要因の1つが「いじめ」である。

いじめの未然防止、また早期発見および適切な対応・指導を迅速に行う。併せて、「いじめが起きにくい」風土を作っていく。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

学校内に、「いじめ防止対策委員会」を設置する。生徒指導専任を委員長とし、委員会の構成メンバーは以下の通りとする。

管理職、生徒指導専任、教務主任、各学年主任、生徒指導部長、養護教諭、特別支援教育 Co

※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月に1回、開催をする。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものであり、活動内容は次の通りである。

●未然防止

- ・いじめが起きにくい環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対する聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

※年間を通して、適宜生徒との個別面談を行う。

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、次の取り組みを実施し、未然防止に努める。

- ①すべての教育活動において、教職員が生徒の自尊感情の育成を目指すとともに、良好な友人関係や集団形成が実現できるよう指導する。
- ②人権教育や道徳教育を充実させ、より高い人権意識や道徳観をもたせるための啓発を行う。
- ③宿泊行事や職業体験、地域交流活動等の体験活動を通じ、仲間意識を向上させていくとともに、人としての生き方を学ぶ場とし、自己有用感をもたせていく。
- ④授業改善を進んで行き、生徒一人ひとりが授業に参加し活動できるための「わかる授業づくり」に取り組む。
- ⑤インターネットや SNS 等を通じて行われるいじめを防止するため、情報モラル教育やスマートフォン・携帯電話安全教室を実施し、生徒だけでなく保護者への啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するため、次の取組を実施、早期発見に努める。

- ①教職員のいじめ防止対策に係る資質向上を目的とした研修会を実施する。
- ②報告・連絡・相談を密にし、教職員の情報共有の推進を図る。
- ③教育相談の実施により、生徒の心情を理解し、寄り添った支援を行う。
- ④定期的に生徒へのアンケートを実施し、実態把握に努める。
- ⑤「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施で、全教職員の情報共有をより密にする。
- ⑥学校・学年の保護者会、学級懇談会、保護者面談、また地区懇談会や学家地連等において、保護者、地域といじめに係る情報交換や相談ができる体制を整備する。
- ⑦学校と関係機関との連携を密にする。

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、直ちに全てを学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

- ①在籍する生徒がいじめを受けている疑いがある場合、いじめ防止対策委員会が中心となり、職員への情報共有とその事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。
- ②いじめの事実が認められた場合、直ちに校長に報告するとともに、被害生徒へのケア、加害生徒への指導、再発防止の徹底等をいじめ防止対策委員会が指示し、教職員が複数で対応にあたる。また、教育委員会に速やかに報告する。
- ③いじめの事実に対する問題解決のため、関係生徒の保護者に速やかに連絡を取り、被害生徒の保護者への支援、加害生徒の保護者への助言を行う。その際、生徒、保護者のプライバシーの保護にも留意する。
- ④必要と認められる場合、被害生徒が安心して教育を受けられるよう、適切な措置をとる。
- ⑤いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合は、被害生徒および保護者の意向を踏まえ、所轄警察署（又は児童相談所等の外部機関）と連携してこれに対処する。状況に応じ、学校警察連絡協議会の相互連携制度による連絡票をもとに、加害生徒の保護者の協力のもと加害生徒への説諭を依頼する。
- ⑥いじめにより在籍生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに関係機関に連絡し、適切に援助を受ける。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

《いじめの解消の要件》

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

《いじめの解消に至るまでの支援》

- ①教職員の見守り体制を強化し、被害生徒が安心して生活できる環境をつくる。
- ②教育相談等を実施し、被害生徒の心のケアに努める。

(5) 教職員等への研修

生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める研修を行っていく。

- ①いじめの定義理解を含む研修
- ②生徒指導専任教諭を中心とした、生徒理解研修の推進
- ③迅速な解決に向けた、危機管理演習の推進

(6) 学校運営協議会等の活用

洋光台第一中学校区 学校・家庭・地域連携事業や学校運営協議会等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ いじめの定義・生徒理解研修、横浜プログラムの実施 生徒向けアンケート、教育相談①	入学式、学年集会
5月	防犯教室	
6月		
7月	横浜子ども会議(洋一中ブロック) 1学期をふり返って(アンケート含む)	学校・家庭・地域連携事業 総会 地区懇談会、保護者面談
8月	生徒向けアンケート、教育相談② 横浜子ども会議(磯子区) 専任教諭夏季研修に基づく校内研修	
9月		体育大会
10月		一中祭
12月	人権週間、いじめ解決一斉キャンペーン、 2学期をふり返って(アンケート含む)	保護者面談
1月		
2月	学級懇談会	
3月	年間のふり返り(アンケート含む)、新年度への引継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会(月1回・随時) 学年連絡会にて情報共有(週3回・随時) 教職員・学校カウンセラーによる教育相談(随時)	

4. 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

*いじめにより在籍生徒の生命、心身または財産に重大な被害（注1）が生じた疑いがあると認めるとき

*いじめにより在籍生徒が相当の期間（注2）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（注1）「心身または財産に重大な被害」とは、具体的には

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースを意味する。

（注2）「相当な期間」とは、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。

ただし、日数だけでなく、状況や状態等個々のケースを十分把握する必要がある。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

学校はいじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

【参考資料】 『横浜市いじめ防止基本方針』（平成29年10月改定）